



事務連絡
平成23年11月24日

千葉県保健福祉局 担当者様
船橋市保健所 担当者様
柏市保健所 担当者様

千葉県健康福祉部薬務課企画指導室

一般用医薬品の区分リストの変更についての訂正について

「一般用医薬品の区分リストの変更について」は平成23年10月11日付け薬第671号の2でお知らせしたところですが、このたび、平成23年11月21日付け事務連絡で厚生労働省医薬食品局安全対策課から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。



担当
健康福祉部薬務課
企画指導室
電話 043 - 223 - 2614
ファクシミリ 043 - 227 - 5393



事務連絡
平成 23 年 11 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

一般用医薬品の区分リストの変更についての訂正について

平成 23 年 9 月 30 日付け薬食発 0930 第 1 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「一般用医薬品の区分リストの変更について」が発出されたところですが、同通知の別添 1 及び別添 2 において一部誤りがあったので、下記のとおり訂正方よろしくお願いいたします。

記

○ 別添 1 「2. 別紙 2（第二類医薬品）」の「(2) (5) の「○生薬及び動植物成分」の変更点」について以下のとおり訂正する。

1. 「イ. 「告示名」欄を次の表のとおり変更する。」の訂正箇所

正	誤
サイシン。ただし、外用剤を除く。	サイシシ。ただし、外用剤を除く。
サイシン。ただし、外用剤及び 1 日量中サイシン 0.3g 以下を含有するものを除く。	サイシシ。ただし、外用剤及び 1 日量中サイシシ 0.3g 以下を含有するものを除く。
ジャシヨウシ。ただし、外用剤を除く。	ジャシヨウジ。ただし、外用剤を除く。
ジャシヨウシ。ただし、外用剤及び 1 日量中を除く。ジャシヨウシ 0.6g 以下を含有するものを除く。	ジャシヨウジ。ただし、外用剤及び 1 日量中を除く。ジャシヨウジ 0.6g 以下を含有するものを除く。
ハンゲ。ただし、外用剤（粘膜に使用する製剤を除く。）及び 1 日量中ハンゲ 0.6g 以下を含有するものを除く。	ハンゲ。ただし、外用剤（粘膜に使用する製剤は除く。）及び 1 日量中ハンゲ 0.6g 以下を含有するものを除く。
リュウタン。ただし、外用剤及び 1 日量中リュウタン 0.75g 以下を含有するものを除く。	リュウタン。ただし、外用剤及び 1 日量中中リュウタン 0.75g 以下を含有するものを除く。



○ 別添2 別紙3の「○生薬及び動植物成分」について以下のとおり訂正する。

訂正箇所	正	誤
第73項成分名欄のただし書き中	<u>1日量中カンゾウ 1g未滿を含有するもの及び1日量中カンゾウ 1g以上を含有するもの</u>	<u>1日量中カンゾウ 1g未滿を含有するもの及び1日量中カンゾウ 1g以上を含有するもの</u>
第332項別名等欄	<u>ビャクキョウザン</u>	(空欄)
第409項成分名欄のただし書き中	<u>リュウタン</u>	<u>リュウタン</u>

以上